

国民健康保険料納付方法変更申出不承認通知書

年 月 日

様

堺市 区長 印

年 月 日付けで申し出のあった、あなたの国民健康保険料納付方法変更申出について、下記の理由により不承認としましたので通知します。

世帯主	記 号 番 号	堺国 ー
	氏 名	
	住 所	堺市 区
不承認の理由	以下の理由により、国民健康保険法施行令第 29 条の 13 第 4 項に規定する「普通徴収の方法によって徴収することが保険料の徴収を円滑に行うことができる」と認められないため 1. 保険料の未納がある 2. 口座振替による保険料の納付が今後とも見込まれない 3. その他 ()	

(教示)

- この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内の間（この決定があった日から1年を超えることができません。）に限り、大阪府国民健康保険審査会（大阪府国民健康保険課内）に対して審査請求をすることができます。
- この決定に不服がある場合は、この決定に対する審査請求の裁決を経た場合においてのみ、当該裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の間（当該裁決があった日から1年を超えることができません。）に限り、堺市（代表者は、市長）を相手方として、この決定の取消しを求める訴えを提起することができます。
- 前項の規定にかかわらず、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条第2項各号のいずれかに該当する場合には、審査請求の裁決を経なくても取消しを求める訴えを提起することができます。